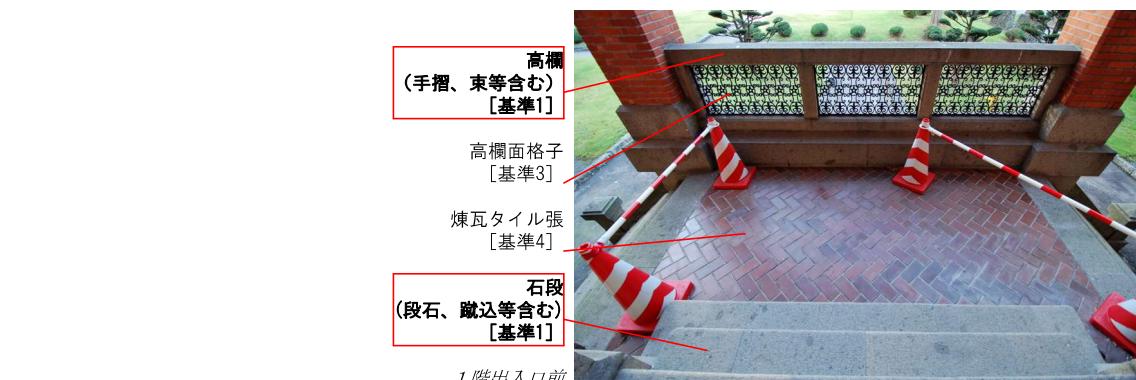
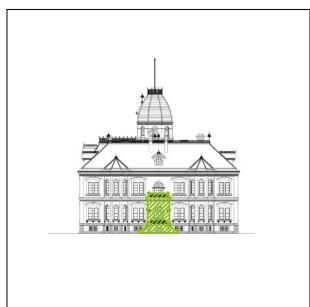


## 51 北脇玄関

[ 保全部分 ]



## 附属資料② 復原改修工事（昭和43年）の基本方針

『重要文化財 北海道旧本庁舎復原改修工事報告書』（北海道、昭和45[1970]年、p21）より抜粋

ア 外観は、創建時にできる限り近いものとする。ただし、軒樋のように復原しても今後の維持保全上不都合があり、しかも、その不都合を解決する技術的方法のないものについては、外観の近似であることをもって満足する。

使用材料の材質や色彩の不明なもの、または、材質が明らかでも腐朽、損耗しやすいものは、外観上異質に見えない限り、新しい適切な材料の使用を可とする。

イ 内部は、明治44年火災復旧後の形態の保存につとめるが、構造補強上やむを得ない部分や、新たな用途上ぜひ必要な、例えば便所、給湯所などの部分的模様替や防災避難上重要な改修は、この限りでない。

特に天井、窓、出入口廻りと腰羽目の造作、階段廻りの造作などは、なるべく現状を保存する。

ウ 修復工事は、本館のみについて行うものとし、西側の便所その他の附属棟は、撤去する。

### 附属資料③ 復原改修工事（昭和43年）の変更範囲に対する考え方

『重要文化財 北海道旧本庁舎復原改修工事報告書』（北海道、昭和45[1970]年、p55～p63）より抜粋

復原改修工事時の変更範囲については、修理および整備の考え方に基づき、以下に示すように整理し、区分する。

#### 構造のための変更

構造耐力と耐火性能増強を目的とした工事。建物全体の剛性を高め、かつ、耐火性を増すための改良が行われ、効果は得られている。現状を良好に維持すべきである。

該当範囲:	全体／	地下1階床・壁・天井、1階床、2階床(階段及び中央棟廊下床を除く)、外壁頂部全面、内壁頂部全面
	南翼棟／	1・2階天井
	北翼棟／	1・2階天井

#### 復原のための変更

外観は創建時、内部は火災復旧時への復原を目的とした工事。当時の意匠を踏襲して復原が行われており、利用継続に支障のないよう、現状を良好に維持すべきである。

該当範囲:	全体／	屋根(玄関棟屋根を含む)、軒先、屋根窓、大煙突、換気塔、棟飾、避雷針、中心飾、照明
	南翼棟／	地下1階変電所(B)
	中央八角塔／	外観
	南脇玄関／	外観、内部
	北脇玄関／	外観、内部

#### 保存のための変更

保存のための修理を目的とした工事。火災復旧時以後に造られた間仕切などを全て撤去し、火災復旧時の姿をそのまま保存することに努めており、現状を良好に維持すべきである。

該当範囲:	全体／	外壁煉瓦積・石積、外部・内部窓廻り、外部・内部出入口廻り、1・2階内壁(腰壁含む)・床・天井
	中央棟／	西側出入口、階段
	南脇玄関／	出入口
	北脇玄関／	出入口

#### 設備のための変更

附帯設備の改良を目的とした工事。新たな用途に適合するよう新設された範囲であり、活用状況に応じて変更を検討する。ただし変更に際しては、建造物全体の文化財的な価値を損なわないよう、必要な手続きを経るものとする。

該当範囲:	中央棟／	地下1階給湯室・便所、1階便所、2階便所・湯沸室・階段室（小屋裏への回り階段）
-------	------	-----------------------------------------

#### 附属資料④ バリアフリー対策工事の検討内容

---

##### ア 平成 26 年度における検討内容

赤れんが庁舎修復等基本方針において、階段昇降機、スロープ、外部エレベーター及び付属屋の整備、内部エレベーターについて、各案の課題等を整理し、設置の可能性を検討した。

##### イ 平成 27~28 年度における検討内容

保存活用計画と並行して道において検討を行った「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」における建物内部の活用方法を念頭に、赤れんが庁舎保存活用検討委員会の意見を踏まえ、具体的な設置器具及び設置場所について方針を決定した。

- ・ 階段昇降機 …正面の地階への階段に、階段昇降機と手摺りを設置
- ・ エレベーター…北東側の小室内に油圧式エレベーターの設置

## 階段昇降機



図1バリアフリー対策工事の検討内容（階段昇降機）

表1バリアフリー対策工事の検討内容（階段昇降機）

設置位置の検討			※平成26年度「赤れんが庁舎修復等基本方針」より
概要 ①南脇玄関（地階へ） ・南脇玄関に設置。 ・車いす使用者及び介助者は階段昇降機より南脇玄関階へアクセス。 ・一般利用者は、正面玄関階段を利用。	②背面又は南脇玄関（1階へ） ・背面（西）玄関又は南脇玄間に設置。 ・車いす使用者及び介助者は階段昇降機より玄関1階へアクセス。 ・一般利用者は、正面玄関階段を利用。	③正面玄関（1階へ） ・正面（東）玄間に設置。 ・車いす使用者及び介助者は階段昇降機より玄関1階へアクセス。 ・一般利用者は、正面玄関階段を利用。	
長所 ・現状の建物の構造にほとんど影響を与えることのない仮設構造物として設置可能。 ・本体を脇玄関階床に設置するため、見え掛かりが少なく、外観・景観上も影響が微小。	・現状の建物の構造にほとんど影響を与えることのない仮設構造物として設置可能。 ・1階から入るため、通常のアクセス方法に近い印象を与え、抵抗感が少ない。	・現状の建物の構造にほとんど影響を与えることのない仮設構造物として設置可能。 ・車いす使用者、一般利用者ともに同一玄関を使用するため、抵抗感が少ない。 ・車寄せに設置するため上屋が不要。	
課題 ・問題点 ・管理上、警備員等の立ち合いのもとに利用すること、また利用の都度連絡することが必要と考えられ、誰もが気軽に利用できる印象を与えない。 ・地階から入ることになるため、通常の方法とは著しく異なる印象を与える。 ・冬季の降雪を考慮して上屋を設置する場合、意匠に配慮する必要がある。 ・建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。	・管理上、警備員等の立ち合いのもとに利用すること、また利用の都度連絡することが必要と考えられ、誰もが気軽に利用できる印象を与えない。 ・南面の外観に影響を及ぼす。冬季の降雪を考慮して上屋を設置する場合、意匠に配慮する必要がある。 ・建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。	・管理上、警備員の立ち会いのもとに利用することが必要。 ・利用者動線が交錯することにより、階段における昇降の安全性が低下する。 ・遠望では目立たないと思われるが、正面玄間に近接すると設備の存在が目立つ。 ・建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。	
設置方針			
<b>正面玄関階脇から地階へ降りる階段部分に設置。</b> ・来場者のほとんどが利用する正面玄関の下に位置。 ・階段昇降機の利用者にも設置個所の案内がしやすい。 ・階段下に設置するため、玄関付近の意匠をほとんど阻害することがない。 ・内部のエレベーターとともに設置することにより、地階・1階・2階の移動が可能。 ・実施に当たっては、建造物の保存に影響を及ぼさないよう、再度詳細を検討する。			

## スロープ

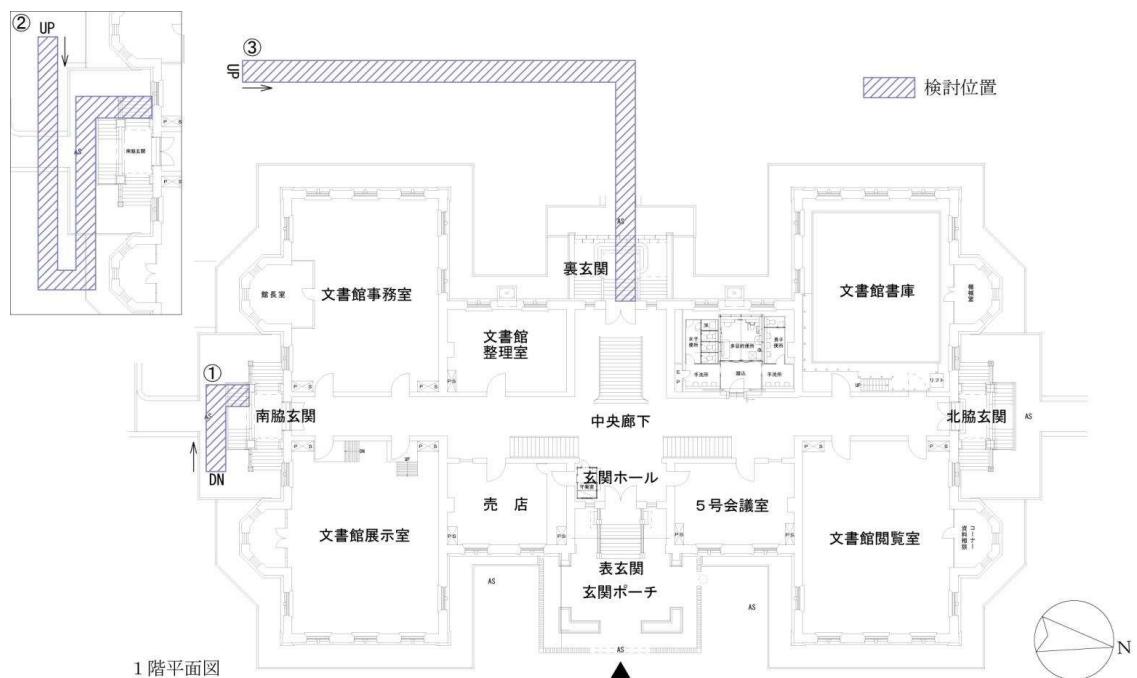


図2バリアフリー対策工事の検討内容（スロープ）

表2バリアフリー対策工事の検討内容（スロープ）

設置位置の検討			※平成26年度「赤れんが庁舎修復等基本方針」より
①南脇玄関（地階へ）	②南脇玄関（1階へ）	③背面玄関（1階へ）	
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南脇玄関に設置。</li> <li>・車いす使用者は、スロープにより地階へアクセス。</li> <li>・一般利用者も利用可能。</li> </ul>	<p>・南脇玄関に設置。</p> <p>・車いす使用者は、スロープにより1階へアクセス。</p> <p>・一般利用者も利用可能。</p>	<p>・背面（西）玄関に設置。</p> <p>・車いす使用者は、スロープにより1階へアクセス。</p> <p>・一般利用者も利用可能。</p>	
<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見え掛かりが少なく、外観上・景観上も影響が微小。</li> <li>・スロープの長さが10m強で済む。</li> <li>・一般利用者も利用可能であるため、車いす使用者の抵抗感が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の建物の構造にほとんど影響を与えることのない仮設構造物として設置可能。</li> <li>・一般利用者も利用可能であるため、車いす使用者の抵抗感が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の建物の構造にほとんど影響を与えることのない仮設構造物として設置可能。</li> <li>・正面の外観には影響がない。</li> <li>・一般利用者も利用可能であるため、車いす使用者の抵抗感が少ない。</li> </ul>	
<p>課題 ・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地（史跡）の掘削や改変、また脇玄関の地階に降りる階段の一部（昭和43年に復原された箇所）の撤去が必要。</li> <li>・地階から入ることになるため、通常の方法と異なる印象を与える。</li> <li>・冬季の降雪を考慮して上屋を設置する場合、意匠に配慮する必要がある。</li> <li>・建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40m超の長大なスロープが必要となり、南面の外観に影響を及ぼす。</li> <li>・冬季の降雪を考慮して上屋を設置する場合、意匠に配慮する必要がある。</li> <li>・建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40m超の長大なスロープが必要となり、南面の外観に影響を及ぼす。</li> <li>・冬季の降雪を考慮して上屋を設置する場合、意匠に配慮する必要がある。</li> <li>・建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。</li> </ul>	
設置方針			
<p><b>スロープは設置しない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①は、土地（史跡）の掘削や改変が必要となる。</li> <li>・②③は、40m超の長大なスロープが必要となり、外観に影響を及ぼす。</li> <li>・冬季の降雪を考慮して上屋を設置する場合、外観に大きな影響を及ぼす。</li> </ul>			

## 外部エレベーター・付属屋整備

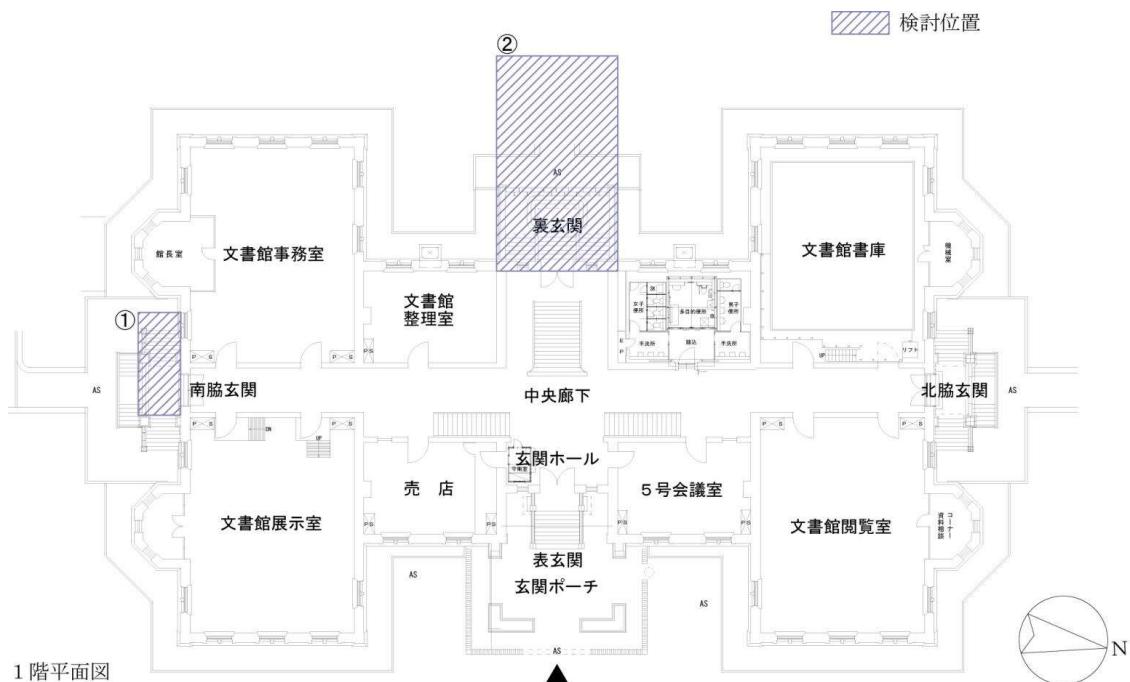


図3バリアフリー対策工事の検討内容（外部エレベーター・付属屋整備）

表3バリアフリー対策工事の検討内容（外部エレベーター・付属屋整備）

設置位置の検討			※平成26年度「赤れんが庁舎修復等基本方針」より
概要	①外部エレベーター	②付属屋整備	—
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>南脇玄関の外部にエレベーターを設置。</li> <li>車いす使用者及び一般利用者ともに利用可能で、1階及び2階にアクセスする。</li> <li>1階と2階の移動にも利用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背面（西）玄関前に付属屋を整備し、内部において1階にアクセスするスロープ又は階段昇降機を設置。</li> <li>車いす使用者はスロープ又は階段昇降機により、一般利用者はスロープ又は階段により、1階へアクセスする。</li> </ul>	
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般利用者も利用可能であるため、車いす使用者の抵抗感が少ない。</li> <li>1基で外部、1階、2階間の移動が可能となり、建物内部に与える影響は比較的小ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付属屋の整備に合わせて1階へのアクセスが可能となり、外観にスロープや階段昇降機が見えない。</li> <li>収納設備や厨房設備など、赤れんが庁舎の利活用に必要となる新たな付属機能を整備することが可能である。</li> </ul>	
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの基礎設置のため、土地（史跡）の掘削や改変、また脇玄関の2階ポーチの手摺りの一部（昭和43年に復原された箇所）の撤去が必要。</li> <li>冬季の降雪を考慮すると、上屋の設置並びにポーチ及びバルコニー部分を覆う風除室の設置等が不可欠と考えられ、バルコニーの改変が必要になる恐れがある。</li> <li>正面からは比較的目立たないと考えられるが、南面の外観には大きな影響を及ぼす。</li> <li>建具の自動扉化又は常時開放が必要である（望ましい）。</li> <li>地階への移動には利用できない。（地階へアクセスできるように設備を設置する場合は、土地（史跡）の掘削・改変、既存建物の現状変更が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和43年復原改修時において当該付属屋を復原しないこととした経緯があり、付属屋整備の意義を改めて整理する必要がある。</li> <li>付属屋整備のための土地（史跡）の掘削・改変が必要。</li> <li>既存の地下通路及び機械室に配慮した構造とする必要がある。</li> <li>付属屋を復原する場合、史料が少ない。</li> <li>規模により、道庁敷地内の構内交通に影響が生じる恐れがある。</li> </ul>	
設置方針			
<p><b>外部エレベーター・付属屋は設置しない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地（史跡）の掘削・改変が必要。</li> <li>地階へアクセスできるように設備を設置する場合は、大きな改変が必要。</li> <li>外観に大きな影響を及ぼす。</li> <li>②は復原の根拠となる史料が少ない。</li> </ul>			

## 内部エレベーター

 検討位置  
 設置方針



図4バリアフリー対策工事の検討内容（内部エレベーター）

表4バリアフリー対策工事の検討内容（内部エレベーター）

設置位置の検討			
※平成26年度「赤れんが庁舎修復等基本方針」より			
概要	①大室内（南西側） ・ 大室内（南西側）に油圧式エレベーターを設置。 ・ 車いす使用者、一般利用者ともにエレベーターにより地階、1階、2階を移動。	②小室内（北東側） ・ 小室内（北東側）に油圧式エレベーターを設置。 ・ 車いす使用者、一般利用者ともにエレベーターにより地階、1階、2階を移動。	③翼棟廊下 ・ 翼棟廊下に油圧式エレベーターを設置。 ・ 車いす使用者、一般利用者ともにエレベーターにより地階、1階、2階を移動。
長所	・ 既存の利用者動線や避難経路に与える影響が少ない。 ・ エレベーター設置部以外の部分について一体的な室利用が可能であり、既存機能に大きな影響を及ぼさない。	・ 既存の利用者動線や避難経路に与える影響が少ない。	・ 既存の利用者動線に与える影響が少ない。
課題 ・ 問題点	・ 既存の1階RC床版・モザイクパーケット（S43）、1階天井メタルシーリング・シンダーコンクリート防火層（M44）、2階軽量コンクリート床版・モザイクパーケット（S43）の一部撤去が必要となる。 ・ 合わせて1階及び2階床版の構造補強が必要となる。 ・ エレベーター設置のため地階床の構造補強が必要となる。 ・ シャフトにより堅穴が新たに形成されるため、防火安全性の検討が必要となる。	・ 既存の1階RC床版及び小梁・モザイクパーケット（S43）、1階天井プラスチック塗・シンダーコンクリート防火層（M44）、2階軽量コンクリート床版・モザイクパーケット（S43）の一部撤去が必要となる。 ・ 合わせて地階天井小梁及び1階床版の構造補強が必要となるほか、2階床版の構造補強が必要となることも考えられる。 ・ エレベーター設置のため地階床の構造補強が必要となる。 ・ シャフトにより堅穴が新たに形成されるため、防火安全性の検討が必要となる。	・ 既存の1階RC床版・モザイクパーケット（S43）、1階天井プラスター・下地（M44）、2階RC床版・モザイクパーケット（S43）の一部撤去が必要となる。 ・ 合わせて1階及び2階床版の構造補強が必要となることも考えられる。 ・ エレベーター設置のため地階床の構造補強が必要となる。 ・ シャフトにより堅穴が新たに形成されるため、防火安全性の検討が必要となる。 ・ 地階及び1階南側玄関の避難経路としての機能が失われるため、代替措置等の検討が必要となる。
設置方針			
<b>小室内（北東側）に油圧式エレベーターを設置する。</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>階段昇降機と合わせて利用することにより、車いす使用者も地階～2階までアクセスすることが可能。</li> <li>階段昇降機設置位置から近いため、利便性が高い。</li> <li>サイズは13人乗りを想定（2.75m×2.30m程度）。</li> <li>1階5号会議室天井はメタルシーリング張ではない。</li> <li>エレベーターホールを兼ねることができる。</li> <li>2階床組の構造と干渉する恐れがあり、実施に当たっては、文化庁と十分な協議の上、再度詳細を検討する。</li> </ul>			